

## 定例監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和3年度実施の定例監査の結果に基づき講じた措置について、中央区長から別添のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和4年5月9日

中央区監査委員	守 本 利 雄
同	吉 田 寛
同	原 田 賢 一

令和4年2月28日付け3中監第178号「令和3年度定例監査結果報告書」に基づき講じた措置

企画部 情報システム課

指摘事項	<p>主管課契約において決裁方法や添付書類の不足など、事務処理の誤りが多数ありました。契約事務については前年も同様の注意を行っていますが改善が見られませんでした。関係規程に沿った適正な事務処理を行ってください。</p>
措置状況	<p>今回、改めて契約締結・契約請求を行う上での注意事項や契約起案などの作成についてマニュアル化をし、全職員に配付することにより適正な事務処理を徹底しました。 今後も定期的なOJT研修等を実施するなど、関係規程に基づく事務処理について、知識の定着と意識啓発を図るとともに、組織的なチェック体制を強化していきます。</p>

福祉保健部 生活支援課

指摘事項	<p>購入した郵便はがきの受入れ及び払出しの記録を付けずに使用し、残数管理がされていませんでした。郵便はがきなどの換金性のある金券については、受払簿を備え、その使用状況を明らかにしておくことが物品管理規則で定められています。適正な管理を行ってください。</p>
措置状況	<p>以前から郵券等の受払簿には、はがきの欄もあり受払の管理は行っていたが、今回の記入もれの指摘を受けて切手も含めて受払簿への記入を徹底し、厳格に残数管理を行っている。</p>